

2021年8月

団体保険 ご契約者さま

第一生命保険株式会社
団 体 保 障 事 業 部

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に伴う「特別取扱」のご案内(団体保険)

弊社では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、以下のとおり特別取扱を実施いたします。

記

1. 「特別取扱」とは

次の2つをいいます。詳細については、後述「3. 特別取扱の適用内容」をご参照ください。

- (1)「保険料のお払い込み」において「特別猶予期間を設定」すること
- (2)「保険金・給付金のご請求」において、「入院要件の緩和取扱い、書類の簡便な取扱い」をすること

2. 「特別取扱」の適用対象

(1)適用対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けられたご契約者さまです。

- ・「保険金・給付金のご請求」の特別取扱の対象には、被保険者さま、受取人さまを含みます。
- ・「保険料のお払い込み」の特別取扱の対象には、従業員の感染だけでなく、事業への影響(例:売上の減少や売掛金が回収不能となる等)を受けられたご契約者さまも含みます。

(2)対象商品

- ・総合福祉団体定期保険
- ・団体定期保険(拋出型含む。)
- ・医療保障保険(団体型)
- ・新医療保障保険(団体型)
- ・無配当団体健康診断割引付医療保障一時金保険(団体型)
- ・3大疾病サポート保険(団体型)
- ・団体信用生命保険
- ・団体就業不能保障保険

3. 「特別取扱」の適用内容

(1)保険料のお払い込み(特別猶予期間の設定)

約款上、保険料が払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、ご契約は払込期日に遡って失効しますが、ご契約者さまより「保険料払込特別猶予期間適用申請書(団体保険)」にてご申請いただくことにより、保険料のお払い込み猶予期間を最長6か月延長いたします。

区分	特別猶予期間
月払	2021年7月分～同年12月分までの保険料に対して、2022年2月末日までを特別猶予期間 とします（「(※)スケジュール」をご参照ください）。
月払以外	お取扱の詳細は、「4.ご照会先」に記載のフリーダイヤルまでご照会ください。

【ご留意事項】

- ・特別猶予期間を設定した場合でも、定期的に送付しております「保険料お払い込みのご案内」は通常どおり送付します。
- ・配当金の計算は、該当期間中の保険料が払い込まれた後に行います。
- ・保険料を口座振替でお払い込みの場合は、「保険料払込特別猶予期間適用申請書（団体保険）」をご提出いただくことにより、特別猶予期間中の保険料の振替を停止させていただきます。なお、口座振替を再開する際には、「4.ご照会先」に記載のフリーダイヤルまでご連絡をお願いします。

(※)スケジュール

特別取扱の 対象範囲	保険料月分	お払い込み期限
○ (注1)	2021年7月	2022年2月末日まで延長（注2）
	同年8月	
	同年9月	
	同年10月	
	同年11月	
	同年12月	
×	2022年1月	2022年2月末日まで（通常通り）（注2）
	2022年2月	2022年3月末日まで（通常通り）

（注1）当社へお払い込み済の場合は除きます。

（注2）払い込み期限到来時には期限延長していた保険料に加え、特別取扱の対象とならない月分の保険料払込みが必要となります。

(2) 保険金等のお支払い

昨年より実施しております以下の保険金等のお支払いに関する特別取扱につきまして、引き続き継続いたします（変更点はございません）。

① 新型コロナウイルス感染症を原因とする災害保険金のお取扱い

新型コロナウイルス感染症を原因としてお亡くなりになられた場合には、災害保険金をお支払いいたします。（※）

（※）ご提出書類（死亡診断書等）に記載された死亡の原因等でお支払いを判断いたします。

なお、災害保険金の対象となる特約は以下の通りです。

団体定期保険災害割増特約（S51）
団体定期保険傷害特約（S51）
団体定期保険災害保障特約（S51）
団体定期保険こども災害割増特約
団体定期保険こども傷害特約
団体定期保険こども災害保障特約
拠出型団体定期保険災害割増特約
拠出型団体定期保険傷害特約
拠出型団体定期保険災害保障特約
拠出型団体定期保険こども災害割増特約
拠出型団体定期保険こども傷害特約
拠出型団体定期保険こども災害保障特約

② 新型コロナウイルス感染症を原因とする入院給付金の特別取扱

ア. 医療機関への入院のお取扱い

「新型コロナウイルス感染症（もしくは疑い）」で入院した場合、下記の＜必要書類＞をご提出いただくことで、疾病による入院給付金をお支払いします（医師の指示に基づき検査のために入院した場合や、検査結果が陰性であった場合も含みます）。

イ. 臨時施設への入所のお取扱い

医療機関の事情により、感染後ただちに入院できず、臨時施設（病院と同等とみなせる施設）に入所し、医師の治療を受けている場合には、下記の＜必要書類＞をご提出いただくことで、疾病による入院給付金をお支払いします。

ウ. 「宿泊療養」のお取扱い

「新型コロナウイルス感染症」への感染判明後、保健所等の指示によりホテル等の宿泊施設にて宿泊療養した場合には、下記の＜必要書類＞をご提出いただくことで、疾病による入院給付金をお支払いします。

エ. 「自宅療養」のお取扱い

「新型コロナウイルス感染症」への感染判明後、保健所等の指示により自宅にて療養した場合には、下記の＜必要書類＞をご提出いただくことで、疾病による入院給付金をお支払いします。

オ. 早期（強制）退院した場合のお取扱い

「新型コロナウイルス感染症」に感染し医療機関へ入院していたものの、医療機関の事情により、早期（強制）退院をせざるを得ず、宿泊療養（臨時施設またはホテル等での入院治療）または自宅療養となり、医師等の治療を受けた場合には、下記の＜必要書類＞をご提出いただくことで、医療機関への入院期間と宿泊療養・自宅療養の期間を合算して、疾病による入院給付金をお

支払いします。

<必要書類>

新型コロナウイルス感染症による病院・診療所への入院	診断書 または 治療内容報告書 または 【別紙１】入院証明書（新型コロナウイルス感染症専用）
新型コロナウイルス感染症による臨時施設への入所	診断書 または 治療内容報告書（ただし入所先施設・入所期間が分かる医療機関や公的機関発行の書類の写しが必要） または 【別紙２】臨時施設証明書（新型コロナウイルス感染症専用）
新型コロナウイルス感染症による宿泊療養・自宅療養	診断書 または 【別紙３】宿泊・自宅療養報告書（新型コロナウイルス感染症専用） ＋ 新型コロナウイルスに感染したことがわかる医療機関や公的機関発行の書類の写し（14日超の場合は、宿泊療養・自宅療養の期間がわかる医療機関や公的機関発行の書類の写し） または 【別紙４】宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）

<ご注意いただきたい点>

- ・ 上記の「宿泊療養」「自宅療養」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第44条の3に該当する場合をいいます。
- ・ 給付金のお支払い対象となる「宿泊療養」「自宅療養」の期間は、**P C R検査等で陽性と判明し、「新型コロナウイルス感染症」と診断された後、厚生労働省の定める解除基準に該当した日までの期間**となります。したがって、発症してから陽性と判明するまでの自宅での待機期間や、解除基準に該当した後の自宅での待機期間は、お支払いの対象となる「自宅療養」には該当しません。
- ・ 「宿泊療養」「自宅療養」の解除基準は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付 健感発0225第1号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知 <https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>）に定める退院に関する基準と同様であり、保健所等より発行される「就業制限解除通知書」に記載される就業制限解除日と同日となります。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症」の検査結果は陰性であるものの、「感染拡大防止のためホテルや自宅等で『隔離』『待機』していた期間」や「検査待ちのため自宅で待機していた期間」は、お支払いの対象とはなりません。
- ・ 疾病による入院に対する給付金の保障がある商品は、「医療保障保険（団体型）」「新医療保障保険（団体型）」「無配当団体健康診断割引付医療保障一時金保険（団体型）」および「拠出型団体定期保険における（こども）入院保障特約」です。

③ 新型コロナウイルス感染症“以外”を原因とする入院給付金の特別取扱

医療機関の事情により、入院が必要にもかかわらず直ちに入院できない等により臨時施設等にて治療を受けられた場合には、本来入院の必要があった期間について記載された医師の証明書（【別紙5】医療証明書（新型コロナウイルス感染症以外の傷病専用））をご提出いただくことで、入院給付金をお支払いします。

④ 団体保険の保険料払込猶予期間中の保険金等のお支払いにおける特別取扱

「保険料のお払込み」について最長6か月間の「特別猶予期間を設定」する特別取扱のお申出・お手続きをいただき、特別猶予期間を設定した場合につきまして、この特別猶予期間中に保険金等のお支払い事由が発生した場合には、該当保険料の払込みに関する確認書をご提出いただくことで、未払い込み保険料の相殺は行わず、保険金等を全額お受取人さまへお支払いします。

4. ご照会先

エリア(*)	担当課名	フリーダイヤル (受付時間: 月曜～金曜/9:00～17:00)
東日本	団体保険サービス課	0120-117-162
西日本	大阪団体保険課	0120-117-254

* 東日本エリア: 北海道・東北・関東 西日本エリア: 新潟・長野・山梨・静岡以西

以上